

令和 8 年 5 月 29 日
 島本町立第四小学校
 校長 吉田 一春
 (令和 8 年 5 月 2 9 日から適用)

島本町立第四小学校 災害時における町立小中学校の対応について

1 島本町に、「暴風警報」、「レベル 3 氾濫警報」、「レベル 3 大雨警報」、「レベル 3 土砂災害警報」、「レベル 4 氾濫危険警報」、「レベル 4 大雨危険警報」、「レベル 4 土砂災害危険警報」のいずれかが発表された場合

	警報発表の有無	学校／通常授業			児童保育室
		対 応	給 食	備 考	
登校前	午前 7 時現在、いずれかの警報が発表されているとき	・ 自宅待機	な し		休 室 ※ 1
	午前 9 時より前にすべての警報が解除されたとき	・ 登 校（午前中 4 時間授業）12 : 30 頃下校 ※7 時半までに解除 → 通常通り集団登校。 ※7 時半から 8 時の間に解除 → 地区集合をおよそ 30 分遅らせて地区集合、集団登校。 ※8 時から 9 時の間に解除 → およそ 30 分後に地区集合、集団登校。	な し	小学校については、解除となった時点で、地区ごとに集団登校により登校する。	開 室
	午前 9 時現在、いずれかの警報が発表されているとき	・ 臨時休業	な し		休 室 ※ 1
登校後	いずれかの警報が発表されたとき	・ 臨時休業 原則、安全を確保した上で、速やかに下校させる。 【例外】 ・ 集中豪雨等、下校させることが危険な場合は、学校に待機させる。 ・ 学校に待機後、下校させる場合は、下校時期や下校方法は、状況によって判断する。	状況に応じて判断		休 室 ※ 1

※ 1 正午までに、すべての警報が解除された場合は、午後 1 時から開室する。

2 島本町に、「特別警報」が発表された場合

	警報発表の有無	学校／通常授業			学童保育室
		対 応	給 食	備 考	
登校前	午前7時現在、警報が発表されているとき	・ 臨時休業	な し		休 室

3 島本町に、震度5弱以上の地震が発生した場合

学校／通常授業				学童保育室
対 応	給 食	備 考		
臨時休業	な し	【登下校中に発生した場合】 ・ 安全な場所に素早く身を寄せ、揺れが収まったら、学校か自宅のどちらか近い方に避難する。 【登校後に発生した場合】 ・ 児童生徒の安全を確保し、学校と保護者間で確認したルールに基づき、小学校は保護者への引き渡しにより、中学校は一斉下校により、下校させる。		休 室

4 その他

(1) 保護者への伝達方法

災害対応時の保護者の皆様への伝達については、学校ホームページへの掲載、各学校からのメール配信（ミマモルメ）により行います。
 学校からのメール配信については、保護者の皆様に、正確かつ迅速に情報をお届けするためのものです。できる限り、ご登録いただきますようお願いします。